

各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金交付要綱

(令和3年12月6日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが交付する岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金（以下「県助成金」という。）を活用して航空宇宙産業以外の新分野への進出に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、県助成金の交付決定を受けた者のうち、次に掲げるものとする。ただし、市税を滞納している者は、交付の対象としない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人のうち、市内に事業所を有し、航空宇宙産業の分野に係る事業を営む者
- (2) 構成の3分の2以上が前号に規定する者からなる集団

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、県助成金の交付の対象となる経費の額の3分の1の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その上限額は、別表のとおりとする。

(事業計画の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付した各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金事業計画書（様式第1号）を県助成金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日（この要綱の施行の日前に県助成金の交付決定通知を受けた者にあつては、令和4年1月6日）までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県助成金の交付決定通知書の写し
- (2) 県助成金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の変更等)

第5条 申請者が公益財団法人岐阜県産業経済振興センターから県助成金に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を受けたときは、各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金事業計画(変更・中止・廃止)届(様式第2号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添付した各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)を、県助成金の額の確定通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 県助成金の額の確定通知書の写し
- (2) 県助成金の実績報告書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 県助成金の交付の決定を取り消されたとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(手続の統合及び省略)

第11条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請

及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年度又は令和4年度に県助成金の交付決定を受けた事業について適用する。

附 則（令和4年6月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

県助成金の事業の区分	上限額
事業計画策定事業	50万円
試作品製造事業	90万円
販路開拓事業	20万円